

第6次神奈川県ニホンジカ管理計画素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき策定している第5次神奈川県ニホンジカ管理計画（以下「第5次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第6次神奈川県ニホンジカ管理計画（以下「第6次計画」という。）の策定の検討を進め、素案を取りまとめた。

1 素案の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本県では、丹沢山地の生物多様性の保全と再生及び農林業被害の軽減を目指すとともに、長期的な観点からシカ地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、平成15年3月に第1次神奈川県ニホンジカ保護管理計画を策定し、以後5年ごとに改定し、個体数調整、生息環境管理、被害防除対策及びモニタリングを実施してきた。

これまでの取組により、捕獲を実施している箇所でのニホンジカの生息密度の減少、部分的に植生回復が見られる一方、依然として丹沢山地全体の植生回復には至っておらず、農林業被害も継続している。

また、箱根山地ではニホンジカの生息密度の上昇がみられ、植生への影響が生じている。

こうした状況に対応するため、これまでの取組結果を踏まえた上で、第6次計画を策定する。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

(3) 計画期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

(4) 計画対象区域

ア 保護管理区域

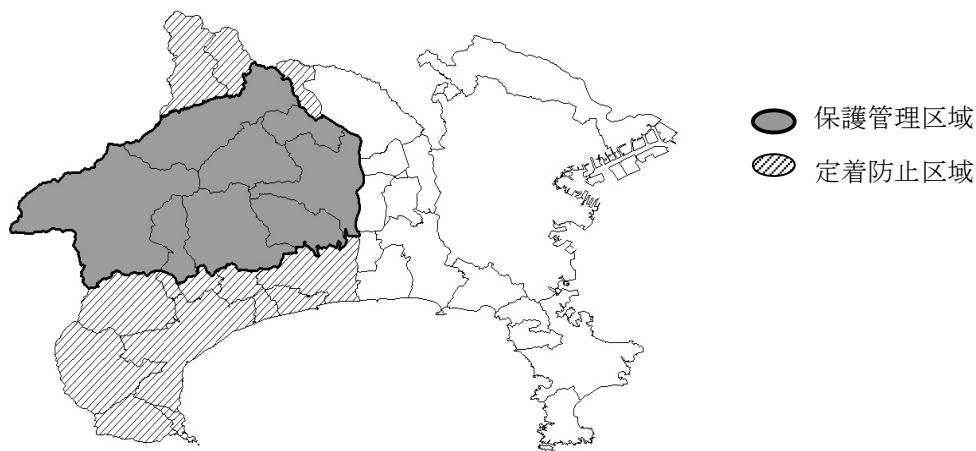
県内33市町村のうち、シカの主要な生息分布域である丹沢山地を含む8市町村（相模原市（緑区のうち旧津久井町の区域）、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町及び清川村）

イ 定着防止区域

ア以外で、シカの生息や目撃情報等が得られている市町（相模原市（緑区のうち旧藤野町、旧相模湖町、旧城山町の区域）、平塚市、小田原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、開成町、

箱根町、真鶴町及び湯河原町

【保護管理区域及び定着防止区域】



(5) 第5次計画の成果と課題

ア 保護管理区域

自然植生回復エリア（主に高標高域）においては、管理捕獲を継続的に行っている地域では、シカ生息密度は低下傾向で一部地域において林床植生の回復も見られるが、捕獲が困難な高標高の稜線部では、依然としてシカの生息密度が高い状態が継続しており、エリア全体で林床植生が回復するまでは至っていない。

生息環境管理エリア（主に中標高域）においては、管理捕獲を継続的に行っている箇所ではシカ生息密度の低下状態が維持されているが、エリア全体的に植被率の増加が見られず、植生とシカの生息密度のバランスが取れた状態になっていないと考えられる。森林整備地周辺での森林整備と連携した管理捕獲については、県だけが実施している状況にあり、実施主体を拡大する必要がある。

被害防除対策エリア（主に山麓部）においては、農地周辺でのシカの定着を解消することを目標とした管理捕獲や地域ぐるみの被害防除対策の取組が進展したが、シカによる農林業被害が継続して発生している。

このため、市町村や地域ぐるみによる個体数調整などの管理事業を継続していくとともに、より一層捕獲に取り組むため、森林管理者等多様な主体によるシカ管理を実施する必要がある。

イ 定着防止区域

市町村等は、農地周辺でのシカの定着を防止するために管理捕獲を実施し、県は、箱根山地の稜線域で、シカの生息状況を把握しながら

管理捕獲を実施するとともに、技術的支援等を行うことにより、地域での主体的かつ総合的な取組を促進した。

しかし、農林業被害は継続し、シカの生息密度の上昇もみられることから、第5次計画で推進した多様な主体による捕獲の取組をさらに進めていく必要がある。

(6) 第6次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

保護管理区域全体の植生回復に至っておらず、農林業被害が継続し、定着防止区域では生息密度が上昇していることから、引き続き、次の4つを目標とする。

- ・ 生物多様性の保全と再生
- ・ 丹沢山地におけるシカ地域個体群の安定的存続
- ・ 農林業被害の軽減
- ・ 丹沢山地以外でのシカ定着の防止



イ 重点的な取組方向

(ア) 保護管理区域－自然植生回復エリア（主に高標高域）

林床植生の回復に向けて、高標高の稜線部等において第5次計画までに自然環境保全センターに配置したワイルドライフレンジャーが実行性を確認した捕獲手法を活用し、認定鳥獣捕獲等事業者等の高度な技術を持つ者への業務委託により現状を分析しながら行う戦略的捕獲を実施する。

(イ) 保護管理区域－生息環境管理エリア（主に中標高域）

シカの主要な生息地として、林床植生の衰退が生じないレベルでシカが安定的に生息する状況を目指して、第5次計画期間中に進めてきたシカの管理捕獲と森林整備を連携させた取組をさらに推進するとともに、持続可能な管理に繋げるため、森林整備地周辺での森林管理者等の多様な主体によるシカ管理を実施する。

(ウ) 保護管理区域－被害防除対策エリア（主に山麓部）

農林業被害の軽減に向けて、市町村等が主体となって管理捕獲を継続するとともに、地域ぐるみによる被害防除対策の推進に引き続

き重点的に取り組む。また、森林管理者等の多様な主体によるシカ管理については、段階的に実施主体を拡大しながら実施する。

(エ) 定着防止区域

箱根山地等では、シカの増加による森林や自然公園への影響を防ぐため、第5次計画期間中に進めてきた国立公園域での自然公園管理者や森林管理者（国・県）に加え、林業事業体などの多様な主体によるシカ管理を実施する。

また、県や市町村等による、シカの被害対策に関する情報提供や地域ぐるみの被害対策の技術的支援等を継続して行う。

さらに、農地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減するため、シカが増加傾向にある地域において、シカに対応した防護柵の設置等、市町村等が実施する被害防除対策の取組を継続する。

ウ モニタリングと進捗管理

計画に基づいて行う管理事業の効果を把握するため、シカの生息状況と生息環境についてモニタリングを実施するとともに、農家等からの被害報告に基づき、農林業への被害状況を把握する。

モニタリング等で得た情報を神奈川県鳥獣総合対策協議会において科学的に評価し、効果的な事業実施に活用するとともに、必要に応じて、計画・事業の見直しを行う。